

国の目指す里親委託率数値目標に基づき、里親等委託及び施設での養育が必要なこども数の見込み

○大阪市の代替養育を必要とするこども数の見込みから、「里親等委託が必要なこども数」と「施設で養育が必要なこども数」を算出するため、まず平成30年度の入所割合をもとに、代替養育を必要とするこども数の見込みから児童自立支援施設と児童心理治療施設への措置分を除く。
 ○そのうえで、各年齢区分別に国の目指す目標数値をあてはめ、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設の見込数とする。

<大阪市の代替養育を必要とするこども数の見込みから、児童自立支援施設、児童心理治療施設の児童数を除いたこども数の見込み(※1)>

	大阪市の代替養育を必要とするこども数					児童自立支援施設・児童心理治療施設		大阪市の代替養育を必要とするこども数(※1) (児童自立支援施設・児童心理治療施設を除く)			
	0~2歳	3~5歳	6~17歳	計		6~17歳		0~2歳	3~5歳	6~17歳	計
H31(R1)	188	196	939	1,323		H31(R1)	143	188	196	796	1,180
R2	188	196	941	1,325		R2	143	188	196	798	1,182
R3	188	196	939	1,323		R3	143	188	196	796	1,180
R4	188	196	940	1,324		R4	143	188	196	797	1,181
R5	188	196	942	1,326		R5	143	188	196	799	1,183
R6	188	196	941	1,325		R6	143	188	196	798	1,182
R7	188	196	939	1,323		R7	143	188	196	796	1,180
R8	188	196	938	1,322		R8	142	188	196	796	1,180
R9	188	196	939	1,323		R9	143	188	196	796	1,180
R10	188	196	939	1,323		R10	143	188	196	796	1,180
R11	188	196	939	1,323		R11	143	188	196	796	1,180

<(※1)に、国の目指す里親委託率目標数値をあてはめた場合の(里親等委託/施設養育)のこども数の見込み>

	里親等(里親・FH)委託が必要なこども数					施設で養育が必要なこども数				合計
	0~2歳 75.0%	3~5歳 75.0%	6~17歳 50.0%	計		0~2歳	3~5歳	6~17歳	計	
H31(R1)	141	147	398	686	H31(R1)	47	49	398	494	1,180
R2	141	147	399	687	R2	47	49	399	495	1,182
R3	141	147	398	686	R3	47	49	398	494	1,180
R4	141	147	399	687	R4	47	49	398	494	1,181
R5	141	147	400	688	R5	47	49	399	495	1,183
R6	141	147	399	687	R6	47	49	399	495	1,182
R7	141	147	398	686	R7	47	49	398	494	1,180
R8	141	147	398	686	R8	47	49	398	494	1,180
R9	141	147	398	686	R9	47	49	398	494	1,180
R10	141	147	398	686	R10	47	49	398	494	1,180
R11	141	147	398	686	R11	47	49	398	494	1,180

大阪市市管各施設の家庭的養護推進計画 見直し後の定員等(R元年8月末時点)

乳児院	現定員(令和元年9月)						前期(令和2~6年度)						後期(令和7~11年度)						最終形(本体施設4×4以下) ※概ね10年後																							
	本体		ユニット		分園型		病後児4 一保6 ショート2	本体		ユニット		分園型		ショート	一保	病後児	本体		ユニット		分園型		ショート	一保	病後児	本体		ユニット		分園型		ショート	一保	病後児								
	か所	人数	か所	人数	か所	人数		か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数		
計	190	21	123	2	8		165	25	144	2	8				2	16	4	127	29	127	9	37				12	16	4	108	27	108	13	53				12	16	4			
	198						173						22						164						32						161						32					
	現定員からの割合						87.4%												82.8%												81.3%											

児童養護施設	現定員(令和元年9月)								前期(令和2~6年度)								後期(令和7~11年度)								最終形(本体施設4×4以下) ※概ね10年後																															
	本体		ユニット		分園型		地域小規模		病後児	一保	ショート	本体		ユニット		分園型		地域小規模		病後児	一保	ショート	本体		ユニット		分園型		地域小規模		病後児	一保	ショート																							
	か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数	か所	人数				か所	人数	か所	人数	か所	人数																	
計	785	17	122	1	6	11	66	498	36	265	9	56	32	192	0	0	0	290	65	290	17	107	39	234	24	48	4	256	64	256	15	98	39	234	28	52	4																			
	857								746								0								631								76								588								84							
	現定員からの割合								87.0%																73.6%																68.6%															

要保護児童数の中での割合 ※施設措置率	児童数		割合		
	前期(令和2~6年度)(1,182)	919	77.7%		
	後期(令和7~11年度)(1,180)	795	67.4%		
最終形(本体施設4×4以下)(1,180)	749	63.5%			

里親委託率	児童数		割合		
	前期(令和2~6年度)	263	22.3%		
	後期(令和7~11年度)	385	32.6%		
最終形(本体施設4×4以下)	431	36.5%			

里親等委託率の設定について

- 施設から提出を受けた家庭的養護推進計画の見直し結果を基に、令和11年度における里親委託率の目標について、以下の4パターンを検討した。

**パターン1: 10年後に里親等委託児童数の国目標を達成(大阪市58.1%)とする
とした場合**

乳幼児: 75%以上、学齢児: 50%以上

パターン2: 10年後に里親等委託率が36.5%とした場合

本体施設4人×4ユニットまでという国の求める概ね10年後の姿が全施設において実現されても、代替養育先の無い児童が発生しない最低限の委託率

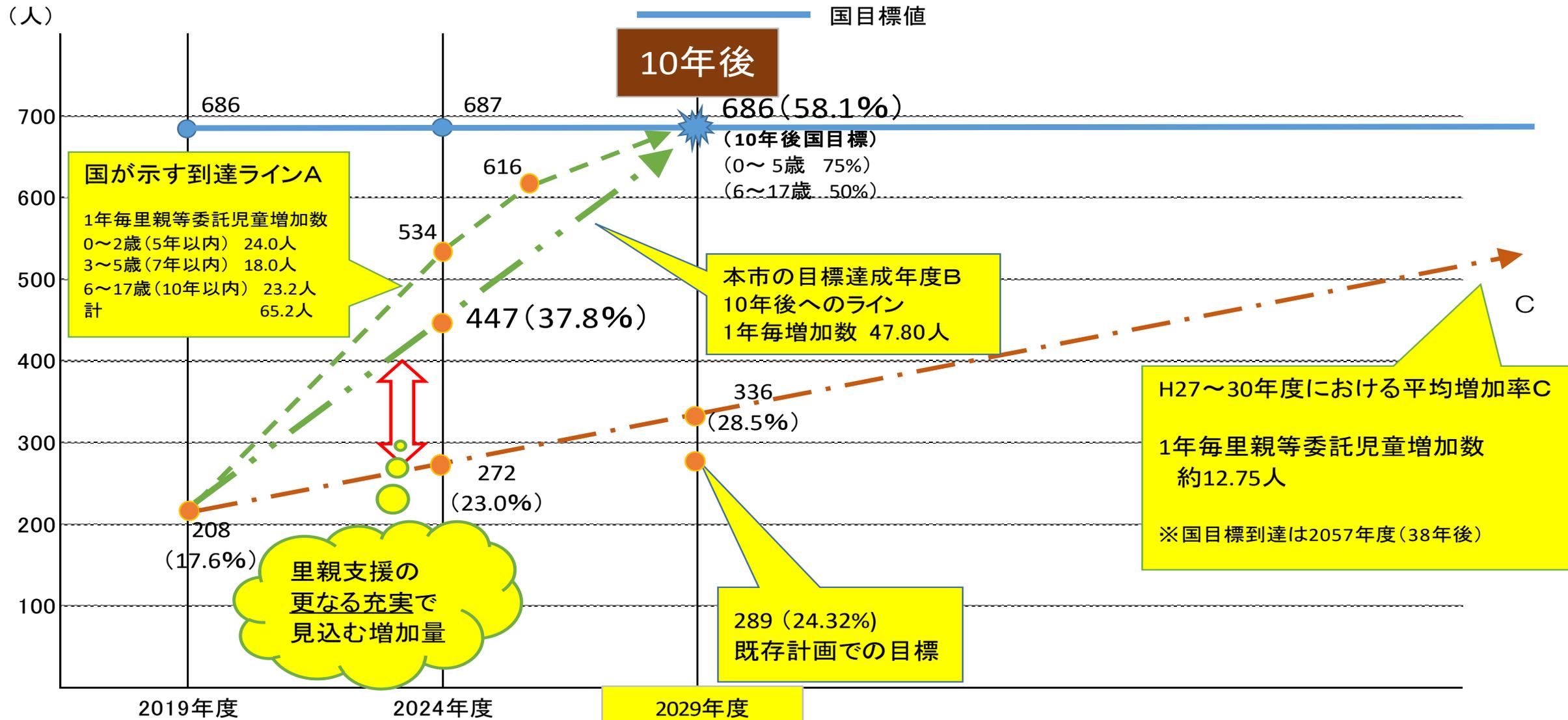
パターン3: 10年後に里親等委託率が33.3%とした場合

これまでの都道府県推進計画で示されていた目標量割合、本体施設約33%、グループホーム約33%、家庭養護(里親等委託)約33%を念頭におき、設定

パターン4: 10年後に里親等委託率が32.6%とした場合

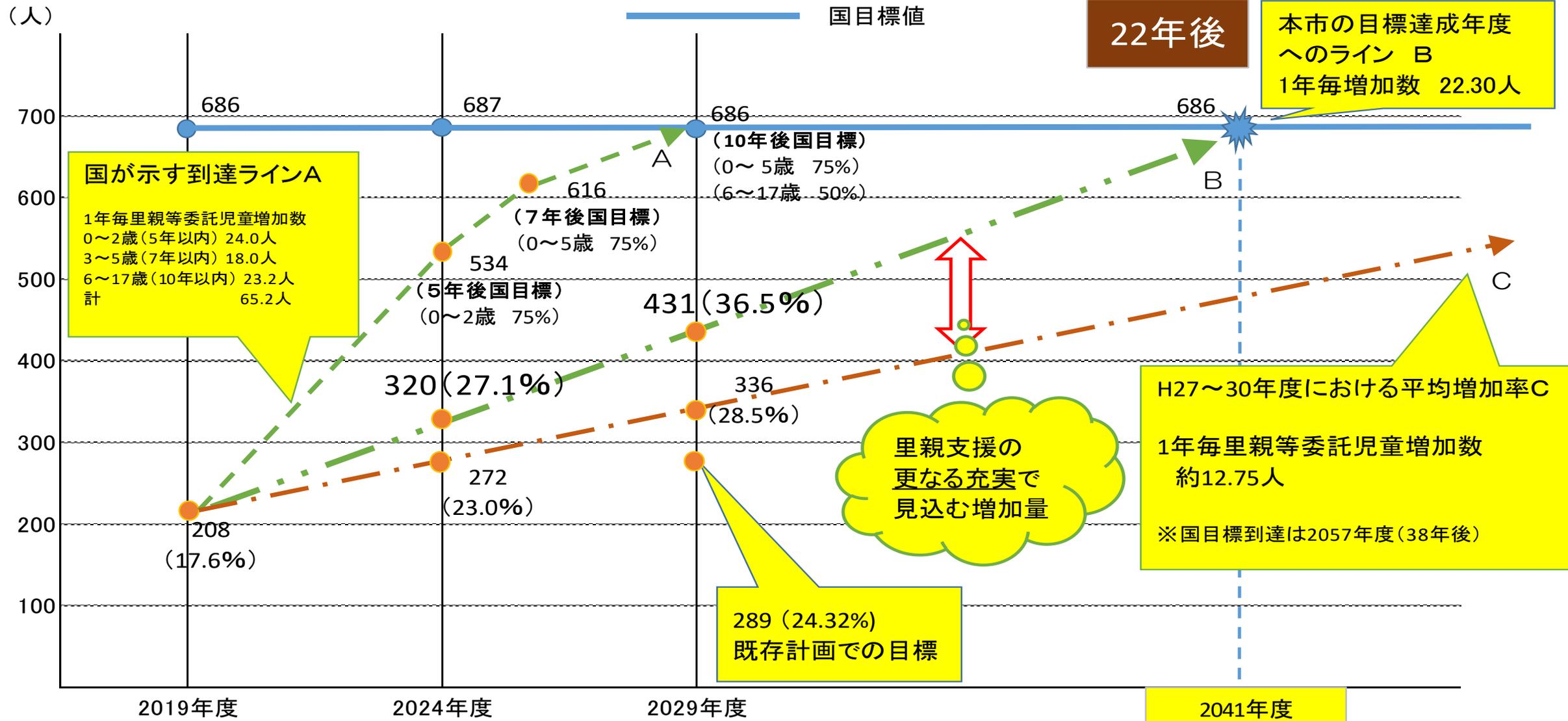
施設の家庭的養護推進計画で策定した小規模かつ地域分散化について計画通りの進捗が実現されても、代替養育先の無い児童が発生しない最低限の委託率

(パターン1) 10年後に里親等委託児童数の目標を達成するとした場合



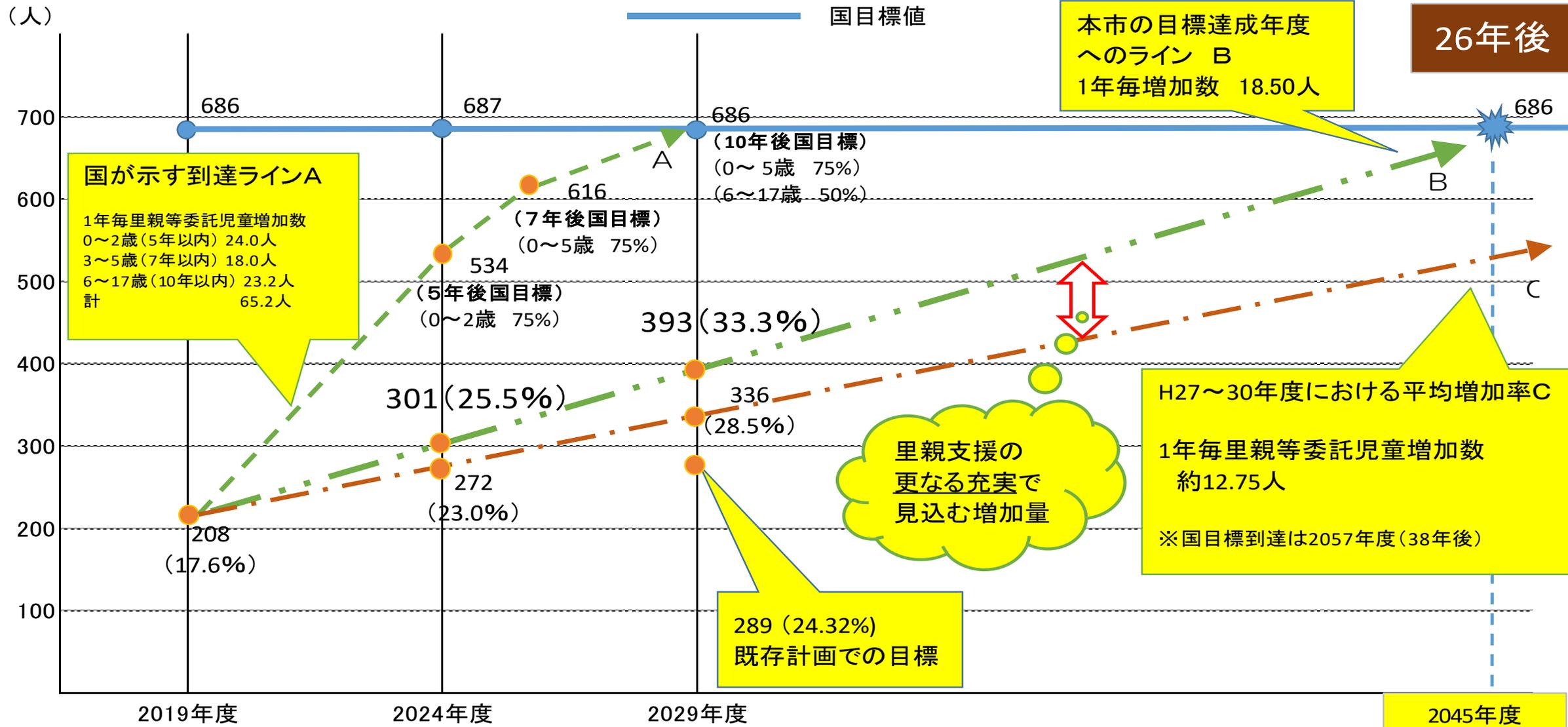
H27~30の4年間で、年平均、里子4人 (92⇒108)、F H2か所 (9⇒17) の増に対し、F Hの開設はその分ベテランの里親が必要なことから更なる増加は難しく、2か所の増とした場合、里子36人の増加となる。

(パターン2) 10年後に里親等委託率が36.5%とした場合



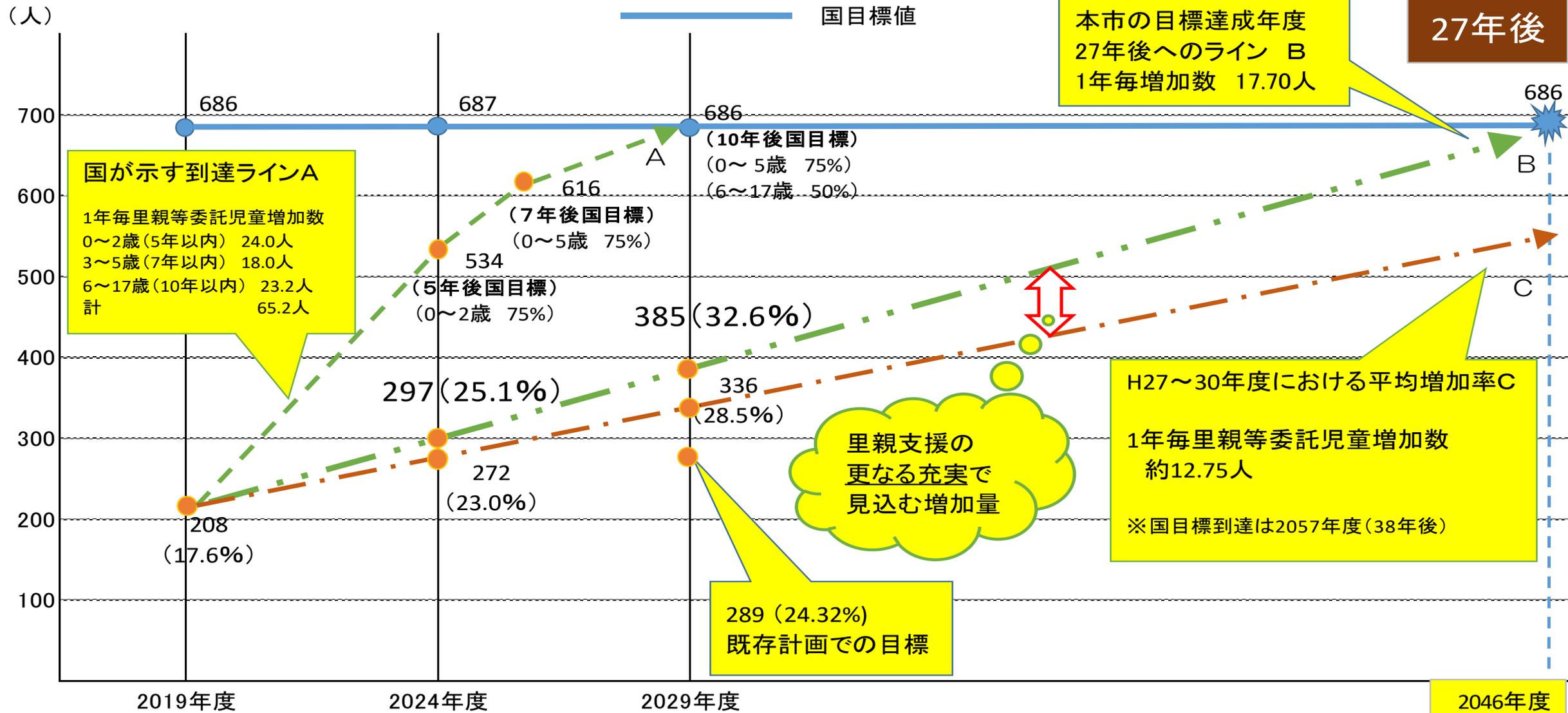
H27~30の4年間で、年平均、里子4人 (92⇒108)、F H2か所 (9⇒17) の増に対し、F Hの開設はその分ベテランの里親が必要なことから更なる増加は難しく、2か所の増とした場合、里子11人の増加となる。

(パターン3) 10年後に里親等委託率が33.3%とした場合



H27~30の4年間で、年平均、里子4人(92⇒108)、F H2か所(9⇒17)の増に対し、F Hの開設はその分ベテランの里親が必要なことから更なる増加は難しく、2か所の増とした場合、里子7人の増加となる。

(パターン4) 10年後に里親等委託率が32.6%とした場合



H27～30の4年間で、年平均、里子4人 (92⇒108)、F H2か所 (9⇒17) の増に対し、F Hの開設はその分ベテランの里親が必要なことから更なる増加は難しく、2か所の増とした場合、里子6人の増加となる。

里親等委託にあたっての課題

- 施設への措置に比べ、里親への委託に対しては親権者の同意が得られにくい。
- 28条措置の場合には、親権者からの子の取り戻しなどへの対応が必要なケースが多く、セキュリティ面において、施設に比べ里親への委託は困難な場合が多い。
- ケアニーズの高い児童(触法・ぐ犯、発達特性のある児童等)について、里親は個人の家庭であり、こども相談センターやフォスタリング機関による相当な支援体制が必要となる。
- 医療的なケアなど専門的なケアが必要な乳児については、里親宅での対応が難しい。
- 乳児については、他にも、定期的な呼吸の確保の確認や深夜の授乳など、養育者の負担が大きいため、里親への委託は慎重になる。
- 里親・ファミリーホームでは、性別や年齢、他児との力関係や相性などマッチングが難しい。

➡里親等委託率の設定後も、計画の進捗状況、現状を確認・検証し、委託率についての見直しを含め、検討を続けることが重要。